

沙流川日高町富川地区水害タイムライン 第1回検討会

検討体制・検討会の流れ等 について

平成29年7月21日

室蘭開発建設部

検討会 設置要綱(案)

沙流川日高町富川地区水害タイムライン検討会 設置要綱 (案)

(目的)

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する『沙流川日高町富川地区水害タイムライン検討会』（以下「タイムライン検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 タイムライン検討会は、次の各号の事項について所掌とする。

- 2 タイムライン検討会参加機関を対象とした日高町富川地区における風水害に備えた『タイムライン（事前防災行動計画）』の検討。
- 3 その他必要な事項

(組織構成)

第3条 タイムライン検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 タイムライン検討会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 3 タイムライン検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 4 タイムライン検討会は、座長及び副座長を置くものとする。
- 5 座長は、会務を総括し、タイムライン検討会を代表する。
- 6 副座長は、座長が不在のとき、または事故があるとき、座長の職務を代理する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 タイムライン検討会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

(会議の招集等)

第5条 タイムライン検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議において傍聴者等が会議の進行を妨げるような言動をした場合には、座長の判断により退席を命じることができる。
- 3 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、北海道開発局室蘭開発建設部ホームページに公開するものとする。

(検討会の任期)

第7条 任期は、タイムライン検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は別紙に掲げる機関で構成し、北海道開発局室蘭開発建設部治水課におく。

- 2 事務局は、会議の運営に関するその他事務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、タイムライン検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

【別紙】

沙流川日高町富川地区水害タイムライン検討会 組織（案）

座長 松尾 一郎 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 客員教授
副座長 黒木 幹男 環境防災研究機構北海道 代表理事
アドバイザー 藤間 聡 室蘭工業大学名誉教授
アドバイザー 志田 昌之 日本気象予報士会北海道支部 副支部長

参加機関

組織	部署等
日高町	町長、副町長、総務課情報防災 G、総務課、住民課、子育て福祉課、健康増進課、農務課、経済観光課、建設課、管財建築課、水・くらしサービスセンター、日高総合支所地域住民課、教育委員会管理課
日高町自主防災組織連絡協議会	副会長
日高消防団	消防団長
日高西部消防組合	消防本部、富川消防署
北海道警察 札幌方面門別警察署	警備係
門別国民健康保険病院	
日高町建設協会	
北海道電力株式会社	富川営業所
東日本電信電話株式会社	北海道災害対策室、苫小牧支店
北海道 日高振興局	地域創生部、保健環境部静内地域保健室
北海道 胆振総合振興局	室蘭建設管理部、門別出張所静内総合治水事務所
国土交通省北海道開発局 室蘭開発建設部	治水課、防災対策官、公物管理課、道路整備保全課、苫小牧河川事務所、二風谷ダム管理所、苫小牧道路事務所、日高道路事務所
気象庁 室蘭地方气象台	
林野庁北海道森林管理局 日高北部森林管理署	
陸上自衛隊第 7 師団	第 7 特科連隊第 3 特科大隊

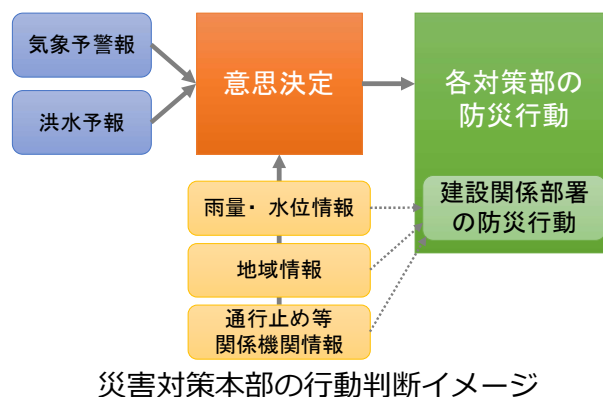
事務局

室蘭開発建設部
室蘭地方气象台
日高町

検討会における協議・調整事項

① 意思決定事項のタイミングの設定

庁内体制（非常配備・本部設置等）や避難勧告等の発令、現場対応者の撤退など、市町村長の責任において決定される事項（意思決定事項）の検討開始及び決定の時期とそのトリガーとなる状況や情報を明確にする。



② 防災行動項目の抽出

水害警戒時に防災行動を行う庁内部署や防災関係機関の防災行動項目の抽出を行う。防災行動は、実施する目的や実施するための準備・調整、実施後の報告などの詳細作業もできるだけ抽出・整理するよう努める。それにより、実際の対応時に起こり得る問題や他機関等との連携協議の必要性などの認識につながることを期待できる。

③ 防災行動項目の実施タイミングの設定

各防災行動を実施するには、一定の時間とマンパワーが必要となる。また、各防災行動が完了していなければならないタイミングがある。それらを加味し、②で抽出したそれぞれの防災行動を開始すべき時期とそのトリガーとなる状況や情報等を明確にする。

④ 防災行動の役割分担の明確化と連携事項の確認

②③において防災行動のボリュームや必要なマンパワーを認識した上で、各行動の主体機関や支援機関を明確にする。また、各行動を実施する上で他機関から情報を入手したり、協力して対応するものについては、連携のタイミングや連携方法などを明確化し、合意する。

⑤ タイムラインの実装化に向けた確認・合意

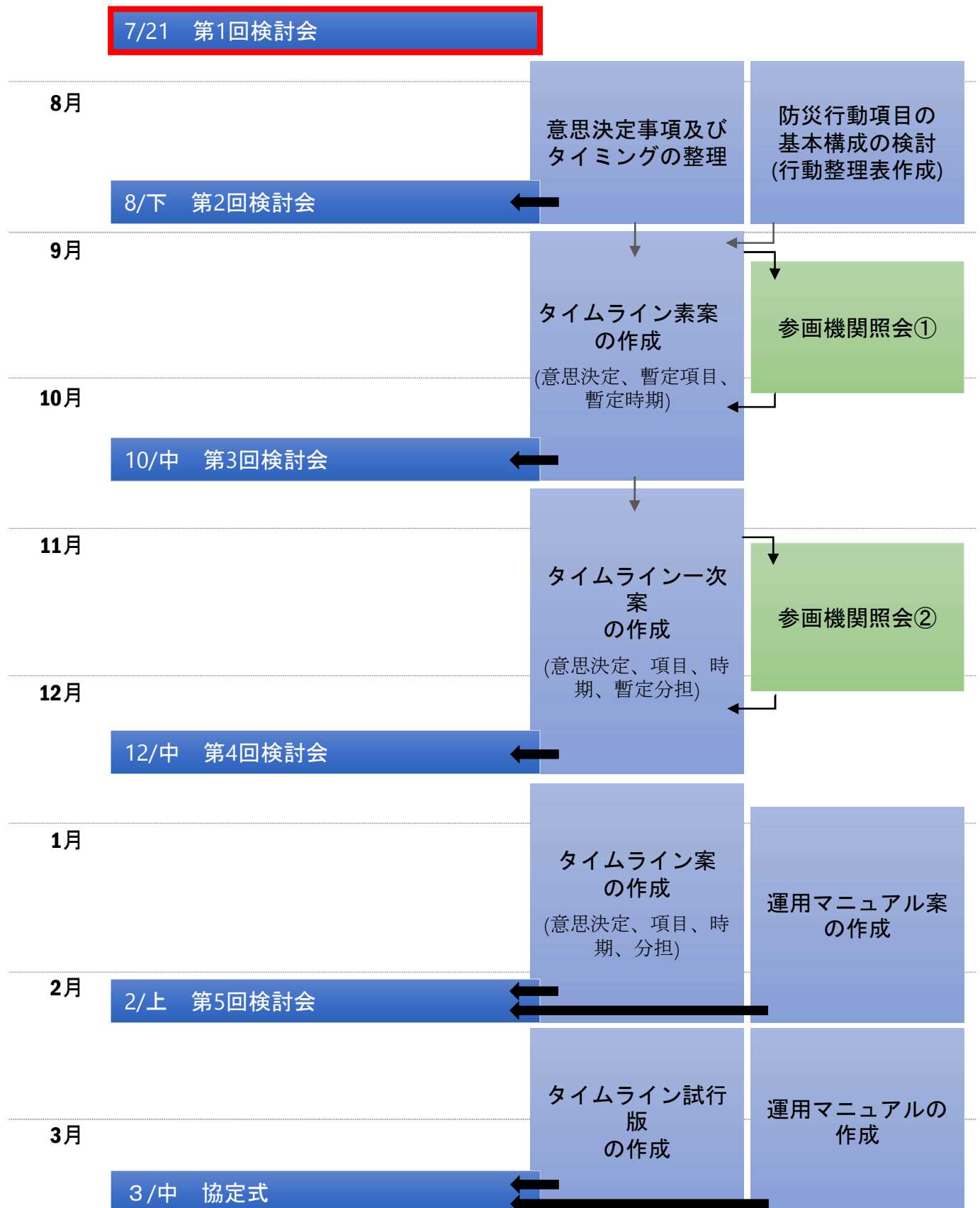
タイムラインを活用した試行演習等を通じて、実際の運用場面のイメージを共有するとともに、運用時のルールを確認・合意する。また、運用場面を想定した演習により、活用しづらい点やうまく連携できない点などを確認し、タイムラインの改善を行う。

⑥ タイムラインの継続的活用に向けた協定の締結等

大規模な水害が警戒される際に、関係機関がタイムラインに基づいた防災行動や連携対応を実施していくため、検討会の参画機関全体又は検討会の事務局機関において「タイムライン運用協定」を締結し、タイムライン運用協力の確認・合意を図る。また、担当職員の異動等を考慮し、年に1度程度タイムライン運用機関が集まり、出水対応の振り返りや演習を行い、タイムラインの検証改善を図る「検証会議」を設置する等について検討する。

検討会スケジュール(予定)

H29.7月



各検討会における検討事項

意思決定 トリガー・時期	行動項目 (何を)	タイミング (いつ)	担当・連携 (誰が)	運用方針
災害シナリオ リスク				
【第1回検討会】 2時間半程度 ・参画機関顔合わせ ・検討会趣旨、予定等 ・災害リスク、シナリオの共有				
	防災行動 項目整理表			
【第2回検討会】 3～4時間程度 ・意思決定、町役場内部署〔GW〕 ・シナリオの意思決定TMの設定 ・町役場内部署の防災行動抽出				
	タイムライン素案（行動・タイミング暫定）		《参画機関意見照会①》 機関内の防災行動及びおおよその実施タイミングの精査	
【第3回検討会】 3～4時間程度 ・全参画機関〔GW〕 ・防災行動項目、タイミングの確認整理 ・役割認識の共有				
	タイムライン一次案（行動・タイミング・担当暫定）		《参画機関意見照会②》 行動項目に対する担当（主体・支援等）及び連携機関の精査	
【第4回検討会】 4時間程度 ・全参画機関【ロの字】 ・役割分担、連携事項の確認 ・連携内容、方法の合意				
	タイムライン案（行動・タイミング・担当）			運用マニュアル案
【第5回検討会】 4時間程度 ・連携協議継続又は演習（進捗により） ・運用方針の認識共有、合意 ・タイムライン案の課題、改善の検討				
	タイムライン試行版			運用マニュアル